

後期高齢者医療制度、国民健康保険、介護保険に加入している方へ

手続きは
お早めに

医療費・介護サービス費の 自己負担を軽減できますよ！

高額医療・ 高額介護合算療養費制度

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療費と介護サービス費の自己負担額を合算した額が限度額を超えたときに、その超えた額を医療保険および介護保険から支給する制度です。

ただし、医療費と介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円または限度額を超えた額が500円以下の場合、対象になりません。



次の自己負担額を合算 します

- 世帯内の同じ医療保険に加入している方の自己負担額
- 平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間の自己負担額

自己負担額（1年分）の合計

<p style="text-align: center;">医療費分</p> <p>高額療養費制度を適用した後の自己負担額 ※国民健康保険に加入している70歳未満の方の自己負担額は、1カ所の医療機関で、1カ月間に21,000円以上負担したものが対象。</p>	+	<p style="text-align: center;">介護保険分</p> <p>高額介護サービス費制度を適用した後の自己負担額</p>	-	<p style="text-align: center;">自己負担 限度額</p> <p style="text-align: center;">下表の負担 区分による 限度額</p>	=	<p style="text-align: center;">支 給 額</p>
---	---	--	---	---	---	---

※基本的な計算方法を示したものです。詳しくはお問い合わせください。

それぞれの負担区分をご確認ください

<p style="text-align: center;">後期高齢者医療制度の被保険者、国民健康保険の被保険者（70歳～74歳の方）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">負担区分</th> <th style="width: 40%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者証または高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている方</td> <td style="text-align: center;">67万円</td> </tr> <tr> <td>世帯全員が市民税非課税の方（区分Ⅱ）</td> <td style="text-align: center;">31万円</td> </tr> <tr> <td>世帯全員が市民税非課税で、下記のいずれかに該当する方（区分Ⅰ）</td> <td style="text-align: center;">19万円</td> </tr> <tr> <td>●世帯全員に所得がなく、公的年金の受給額が80万円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●高齢福祉年金を受給している方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の方</td> <td style="text-align: center;">56万円</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	限度額	被保険者証または高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている方	67万円	世帯全員が市民税非課税の方（区分Ⅱ）	31万円	世帯全員が市民税非課税で、下記のいずれかに該当する方（区分Ⅰ）	19万円	●世帯全員に所得がなく、公的年金の受給額が80万円以下		●高齢福祉年金を受給している方		上記以外の方	56万円	<p style="text-align: center;">国民健康保険の被保険者（70歳未満の方）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">負担区分</th> <th style="width: 40%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯</td> <td style="text-align: center;">126万円</td> </tr> <tr> <td>世帯全員が市民税非課税の方</td> <td style="text-align: center;">34万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の方</td> <td style="text-align: center;">67万円</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	限度額	基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯	126万円	世帯全員が市民税非課税の方	34万円	上記以外の方	67万円
負担区分	限度額																						
被保険者証または高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている方	67万円																						
世帯全員が市民税非課税の方（区分Ⅱ）	31万円																						
世帯全員が市民税非課税で、下記のいずれかに該当する方（区分Ⅰ）	19万円																						
●世帯全員に所得がなく、公的年金の受給額が80万円以下																							
●高齢福祉年金を受給している方																							
上記以外の方	56万円																						
負担区分	限度額																						
基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯	126万円																						
世帯全員が市民税非課税の方	34万円																						
上記以外の方	67万円																						

手続きを忘れずに

後期高齢者医療制度または国民健康保険に加入している方で、支給の対象となる被保険者の方には、後日、申請に関するお知らせを送付しますので、手続きをしてください。

ただし、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの間に、他の市区町村から転入してきた方や、他の医療保険から後期高齢者医療制度または国民健康保険に移った方は、申請に関するお知らせを送付できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、全国健康保険協会（協会けんぽ）など、他の医療保険に加入している方は、それぞれの医療保険者へ申請方法などをお問い合わせください。

問合先	後期高齢者医療のことは 市国保医療助成課医療助成グループ 国民健康保険のことは 市国保医療助成課国保グループ 介護保険のことは 市高齢介護課介護保険グループ
-----	--